

諮問番号：平成31年度諮問第14号

答申番号：平成31年度答申第17号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年度の市民税及び県民税（以下「住民税」という。）のうち、第4期分の40,600円（以下「本件滞納徴収金」という。）について納期限である平成31年1月31日までに完納しなかった。
- 2 処分庁は、平成31年3月1日付けで、審査請求人に対して、神戸市市税条例（昭和25年8月29日条例第199号。以下「条例」という。）第14条に基づき、本件滞納徴収金について、督促状を発した（以下「本件処分」という。）。
- 3 審査請求人は、平成31年3月14日付けで、本件処分の変更を求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

楽して稼いだ金ではなく、老体にムチ打って肉体労働で稼いだ少ない少ない金から、むしり取るように税金を持っていくのは、はなはだ疑問である。税金が所得に比べて高過ぎる。貧乏人は、TVというごらくひとつで、ごはんを塩かけ食べて、お金を残して税金を支払わなければならないのか。

本件の督促状は個人の生活状態を考えず一律的に市税条例により発せられたものだが、神戸市民の福祉をまもる条例第2条第(1)項の規定に反するものであると考える。また日本国憲法第25条第1項の規定にも反していると考えられる。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 条例第14条本文は「納税者…が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後30日以内に督促状を発しななければならない。」と定めている。本件において、審査請求人が、納期限である平成31年1月31日までに、本件滞納徴収金を完納しなかったことは争いがないものと考えられる。そして、処分庁は、それを前提に、条例第14条本文に基づき、同年3月1日、本件処分を行ったものである。審査請求人は、本審査請求手続において、個別具体的に、本件処分に係る実体的違法あるいは手続的違法を主張していない（審査請求人は、「私としては、この金額にどうしても納得がいきません」と主張しているが、督促処分である本件処分の瑕疵を基礎づけるものではない。仮に賦課処分の不服を主張していると理解しても、その主張自体が抽象的に過ぎるし、仮に賦課処分に瑕疵があっても、その瑕疵は本件処分に承継されることはない。）。また、提出された一件記録からも、本件処分の違法を窺わせる事情は見い出せない。

したがって、本件処分は適法といわざるを得ない。

(2) これに対し、審査請求人は、第一に、本件処分は、個人の生活状態を考えずに、一律的に条例により発せられたものであり、日本国憲法第25条第1項及び神戸市民の福祉をまもる条例第12条第1項に違反すると主張する。しかしながら、本件処分がこれら規定にどのように違反するのか明らかでなく、その主張が抽象的に過ぎて、これを判断することができない。また、本件処分が「一律的に条例により発せられた」点も、逆に、処分庁が、法律や条例の定めに従わず、個々人の実情に応じた区々の判断及び対応をすれば、処分庁の独断、恣意を許すことになり、市民の財産権を侵害し、また、市民間で不平等が生じ、妥当ではない。とりわけ、税の分野では、租税法律（公平）主義、租税条例主義のもと、法律や条例を厳格に遵守し、画一的、形式的かつ平等に処理することが理念とされていることに留意すべきである。

また、審査請求人は、第二に、「楽をして稼いだ金ではなく、老体にムチ打って肉体労働で稼いだ金であります。」「少ない少ないお金の中からむしり取るように税金を持っていくというのは、はなはだ疑問に思います。」等と主張し、本件処分が審査請求人の生活を脅かす等の主張をしている。しかしながら、生活が困窮している等の事情は、本件処分の実体的要件ではなく、本件処分の瑕疵を基礎づけるものではない。なお、生活に困窮している者については、別の制度（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条以下）で救済される余地があることを付言しておく。

第5 調査審議の経過

令和元年10月7日	第1回審議
令和元年11月12日	第2回審議
令和元年12月24日	第3回審議
令和2年1月21日	第4回審議
令和2年2月13日	第5回審議

第6 審査会の判断

- 1 条例第14条本文は「納税者…が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。」と定めている。本件において、審査請求人が、納期限である平成31年1月31日までに、本件滞納徴収金を完納しなかったことは争いないものと考えられる。そして、処分庁は、それを前提に、条例第14条本文に基づき、同年3月1日、本件処分を行ったものである。
- 2 審査請求人は、本件処分は、個人の生活状態を考えずに、一律的に条例により発せられたものであり、日本国憲法第25条第1項及び神戸市民の福祉をまもる条例第12条第1項に違反すると主張し、「楽をして稼いだ金ではなく、老体にムチ打って肉体労働で稼いだ金であります。」「少ない少ないお金の中からむしり取るように税金を持っていくというのは、はなはだ疑問に思います。」等と主張をしている。しかしながら、税に関しては、租税法律主義、租税条例主義、租税公平主義のもと、法律や条例を厳格に遵守し、画一的、形式的、かつ平等に処理することが理念とされており、処分庁が、法律や条例の定めに従わず、個々人の実情に応じた区々の判断及び対応をすれば、処分庁の独断、恣意を許すことになり、市民間で不平等が生じ、妥当ではない。また、租税と生存権のバランスについては、別の制度（法第15条以下）が設けられており、生活困窮等の事情に関してはかかる別の制度において判断される余地があるので、処分庁が、課税の段階でかかる事情を考慮しなかったとしても生存権を侵害するものではない。
- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- 4 結論
よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治